

春日部市と東京電力パワーグリッド株式会社の  
ゼロカーボンシティの実現に向けての連携協定締結について

2024年1月19日

春日部市

東京電力パワーグリッド株式会社春日部支社

春日部市（市長：岩谷 一弘）および東京電力パワーグリッド株式会社春日部支社（支社長：神田 仁、以下「東電 PG」）は、「ゼロカーボンシティの実現に向けての連携協定（以下、「本協定」）」を本日、締結しました。

本協定は、春日部市の 2050 年における脱炭素社会の実現に向け、環境・エネルギー分野における春日部市と東電 PG の連携を強化するものであり、相互の強みを最大限活かして地域課題の解決に協同し、脱炭素のまちづくりを推進するものです。

春日部市は 2021 年に「ゼロカーボンシティ」を目指す旨を宣言し、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを達成するため、環境負荷の少ない、持続可能社会を実現するため、地域課題の解決および地域創生と脱炭素を同時に実現する「地域脱炭素」の取り組みを協力事業者※と連携して推進しています。

東京電力グループは 2050 年における CO<sub>2</sub> 排出量実質ゼロの目標を掲げ、ゼロエミッション電源の開発とエネルギー需要の更なる電化促進により、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を始めており、春日部市とともに具体的に以下の連携を進めてまいります。

<連携事項>

- （1）ゼロカーボンシティ実現に向けた施策の推進に関する事。
- （2）ゼロカーボンシティ実現に向けて必要な情報の提供及び意見の交換並びに情報発信に関する事。
- （3）省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの活用及び脱炭素型まちづくりに向けた電化等の最適なエネルギー転換に関する事。
- （4）その他、目的を達成するために必要な事項に関する事。

春日部市および東電 PG は、本協定の締結を契機に、様々な分野での連携を図ることで、春日部市の 2050 年ゼロカーボンシティの実現に向けて、主体的・総合的に取組んでまいります。

※春日部市は東電 PG を含む 13 社の協力事業者とそれぞれ連携協定を締結いたしました。詳細につきましては以下春日部市のホームページをご確認ください。  
[https://www.city.kasukabe.lg.jp/material/files/group/6/20240119\\_zerocarbon.pdf](https://www.city.kasukabe.lg.jp/material/files/group/6/20240119_zerocarbon.pdf)

<別紙 1 > ゼロカーボンシティの実現に向けての連携協定書

以上

**本発表内容に関する報道関係者の問い合わせ先**

春日部市 環境経済部環境政策課

TEL：048-736-1111（代表）

東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社 広報・渉外担当 杉山

TEL：090-9369-7152

東京電力パワーグリッド株式会社 春日部支社 渉外担当 浜田

TEL：090-3102-9496



写真は、左から東電P G春日部支社 神田支社長、春日部市 岩谷市長

## ゼロカーボンシティの実現に向けての連携協定書

春日部市（以下「甲」という。）及び東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、春日部市におけるゼロカーボンシティ（2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする都市のことをいう。以下同じ。）の実現、さらに地域諸課題の解決に向けて、相互に連携して地域脱炭素に取り組むため、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、地域脱炭素の実現に向け、緊密な相互連携と協働による取組を推進することにより、脱炭素なまちづくり並びに持続可能な社会構築を推進することを目的とする。

### （連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力して取り組むものとする。

- (1) ゼロカーボンシティ実現に向けた施策の推進に関すること。
- (2) ゼロカーボンシティ実現に向けて必要な情報の提供及び意見の交換並びに情報発信に関すること。
- (3) 省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利活用及び脱炭素型まちづくりに向けた電化等の最適なエネルギー転換に関すること。
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

- 2 甲及び乙は、相互に情報を共有し連携を図るものとする。
- 3 第1項各号に掲げる事項の具体的な実施方法等については、甲及び乙が協議し、双方合意のうえ決定するものとする。
- 4 乙は、本条に定める事項の一部について、甲と協議の上、乙の関係会社に実施させることができるものとする。

### （推進本部会議）

第3条 甲及び乙は、必要に応じてゼロカーボンシティ推進本部において、本協定を実施するための協議を行うことが出来るものとする。

### （守秘義務）

第4条 本協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、本協定の履行のためのみを使用し、かつ相手方の同意なく第三者に開示または漏洩しないものとする。ただし、次の各号いずれかに該当する場合および事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 開示されたときに相手方が知得していたもの
  - (2) 開示されたときにすでに公知であったもの
  - (3) 開示された後で相手方の帰責事由なく公知になったもの
- 2 前項の義務は、本協定の終了後3年間存続する。
  - 3 甲及び乙は、秘密情報の使用の必要性が失われたとき、または本協定の終了後、相手方の指示に従い速やかに当該秘密情報を返還、または破棄する。

### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和13年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

### （その他）

第6条 本協定に定める事項について、疑義が生じたとき若しくは変更する必要性が生じたとき、又は本協定に定めのない事項について新たに定める必要性が生じたときは、その都度、甲及び乙は協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名・押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年1月19日

甲 埼玉県春日部市中央七丁目2番地1  
春日部市  
春日部市長 岩谷 一弘



乙 埼玉県春日部市浜川戸二丁目12番1号  
東京電力パワーグリッド株式会社  
春日部支社長 神田 仁

